





変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

○印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算										休止	再開	廃止			
	法人の名称・所在地	法人の役員	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	管理に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日の変更	営業時間・サービス提供時間の変更	利用者の定員の変更	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	高齢者虐待防止措置実施の有無	業務継続計画策定の有無	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	職員の欠員による減算の状況	時間延長サービス体制	入浴介助体制Ⅰ・Ⅱ	生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	個別機能訓練加算	LIFE関連 注13	科学的介護推進体制加算	若年性認知症利用者受入加算	サービス提供体制強化加算ⅠⅢ	サービス提供体制強化加算ⅠⅣ	介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算Ⅱ
変更届出書（第5号の2様式）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○注1	○	○					△	○									○
法人の登記事項証明書又は役員会議事録等の写し	○	○注2																										
誓約書（参考様式6-2・別紙①、予防：別紙③） 役員名簿（参考様式24）（管理者も役員に含める）		○注3			○注3																							
事業所一覧（参考様式21）	○注4	○注4	○注4																									
運営規程新旧対照表（参考様式17）	△				△注5	○	○	○	○	○注1	○	○						△	○									△
運営規程	△				△注5	○	○	○	○	○注1	○	○						△	○									○
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） 【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○注5				○注7	○注8	○注1						○	●			●	●						○
管理者経歴書（参考様式2）					○注6																							
指令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○注6																							
・資格証明書（写） ・研修の終了証の写し （婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】					○					○注12											●	●	●					
研修修了証or誓約書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）					○注6																							
・事業所平面図（参考様式3）（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真（参考様式12）						○		○		○注8									○									
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）					○注9			○																				
積算根拠を示す書類											○																	
介護給付費算定に係る届出書（加算届出書）																		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-3） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること																		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少に関する届出書（別添17）																●												
入浴介助に関する研修内容が分かる資料（任意様式）																			○									
協力医療提供施設との協定書等の写し																				●								
サービス提供体制強化加算に関する届出書（加算届出書様式14）																									●			
サービス提供体制強化加算計算書（別添5）																									●			
休止届出書（第7号様式）																												○注10
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継ぎ状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等 ・介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）																												○注11
再開届出書（第6号様式）																												○
廃止届出書（第7号様式）																												○
・利用者の引継ぎ状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本 ・介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）																												○
老人福祉法の届出（様式第25号、様式第30号）	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○															○
老人福祉法の届出（様式第26号、様式第32号）																												○

- 注1) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険課のHPを参照してください。
- 注2) 役員の変更が登記事項証明書で確認できない場合は、登記事項証明書（写）に代え、役員会議事録（写）等の変更役員及び変更年月日を記載できる書類を添付してください。
- 注3) 住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更の場合は、欠格事由の誓約書を添付する必要はありません。
- 注4) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付してください。
- 注5) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。
- 注6) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
- 注7) 所要時間区分に変更がない場合は、添付する必要はありません。
- 注8) 定員減の場合は、添付する必要はありません。
- 注9) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
- 注10) 休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行う届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。
- 注11) 介護保険課のHP、「介護職員等処遇改善加算」の該当箇所を御覧ください。
- 注12) 増員となった従業員の方のみ資格証を添付してください。
- 注13) 厚生労働省への情報の提出を要件とする加算を取得する場合、LIFEへの登録を行うとともに、「介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-3）」で「LIFEへの登録：あり」を市に届け出る必要があります。  
※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください









